

山口県資源管理方針の改正・公表 新旧対照表

新	旧
<p>●山口県資源管理方針</p> <p>漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定に基づき、山口県において資源管理を行うための方針を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき公表する。</p> <p>令和2年12月1日 制定</p> <p>令和3年3月29日 改正・公表</p> <p>令和3年6月30日 改正・公表</p> <p>令和3年12月28日 改正・公表</p> <p>令和5年8月30日 改正・公表</p> <p>令和5年12月27日 改正・公表</p> <p>令和6年3月28日 改正・公表</p> <p>令和6年6月24日 改正・公表</p> <p>令和6年12月27日 改正・公表</p> <p>令和7年3月21日 改正・公表</p> <p>令和8年4月1日 改正・公表</p> <p style="text-align: right;">山口県知事 村岡 嗣政</p> <p>山口県において資源管理を行うための方針</p> <p>第1～第5【略】</p> <p>第6 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>(1)【略】</p> <p>(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項若しくは第2項又は第30条第1項若しくは第2項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。</p> <p>(3)【略】</p>	<p>●山口県資源管理方針</p> <p>漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定に基づき、山口県において資源管理を行うための方針を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき公表する。</p> <p>令和2年12月1日 制定</p> <p>令和3年3月29日 改正・公表</p> <p>令和3年6月30日 改正・公表</p> <p>令和3年12月28日 改正・公表</p> <p>令和5年8月30日 改正・公表</p> <p>令和5年12月27日 改正・公表</p> <p>令和6年3月28日 改正・公表</p> <p>令和6年6月24日 改正・公表</p> <p>令和6年12月27日 改正・公表</p> <p>令和7年3月21日 改正・公表</p> <p style="text-align: right;">山口県知事 村岡 嗣政</p> <p>山口県において資源管理を行うための方針</p> <p>第1～第5【略】</p> <p>第6 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>(1)【略】</p> <p>(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。</p> <p>(3)【略】</p>

新	旧
<p>第7～第8【略】</p> <p>(別紙1-1まあじ)</p> <p>第1～第4【略】</p> <p><b>第5 その他資源管理に関する重要事項</b>            法31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。</p> <p>(別紙1-1～1-2)【略】</p> <p>(別紙1-3 くらまぐろ(小型魚))</p> <p>第1～第4【略】</p> <p><b>第5 その他資源管理に関する重要事項</b>            法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の70パーセントを超える時を基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。</p> <p>(別紙1-4 くらまぐろ(大型魚))</p> <p>第1【略】</p> <p>第2            1 山口県くらまぐろ(大型魚)漁業            (1)～(3)【略】</p> <p>(4) 漁獲量の管理の手法等            当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p>	<p>第7～第8【略】</p> <p>(別紙1-1まあじ)</p> <p>第1～第4【略】</p> <p>第5 (追加)</p> <p>(別紙1-1～1-2)【略】</p> <p>(別紙1-3 くらまぐろ(小型魚))</p> <p>第1～第4【略】</p> <p>第5 (追加)</p> <p>(別紙1-4 くらまぐろ(大型魚))</p> <p>第1【略】</p> <p>第2            1 山口県くらまぐろ(大型魚)漁業            (1)～(3)【略】</p> <p>(4) 漁獲量の管理の手法等            当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p>

新	旧
<p><b>(削除)</b></p> <p>陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。）とする</p> <p><b>(削除)</b></p> <p><b>第3【略】</b></p> <p><b>第4 その他資源管理に関する重要事項</b>            法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の70パーセントを超える時を基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。</p> <p>（別紙1-5 するめいか）  <b>第1 特定水産資源</b>            するめいか</p> <p><b>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</b>  <b>1 山口県するめいか漁業</b></p> <p>(1) 水域</p> <p>(2)の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域</p> <p><b>(2) 対象とする漁業</b>            大型定置漁業（法第60条第1項に掲げる定置漁業権に基づく定置漁業をいう。以下この別紙において同じ。）            山口県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業。ただし、小型するめいか釣り漁業（許可省令第77条第1</p>	<p>① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）            陸揚げした日からその属する月の翌月の10日</p> <p>②知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲可能量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）</p> <p>陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。）</p> <p><b>第3【略】</b></p> <p><b>第4 （追加）</b></p> <p>（別紙1-5 するめいか）  <b>第1 特定水産資源</b>            するめいか</p> <p><b>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</b>  <b>1 山口県するめいか漁業</b></p> <p>(1) 水域</p> <p>(2)の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域</p> <p>(2) 対象とする漁業及びその他採捕            大型定置漁業（法第60条第1項に掲げる定置漁業権に基づく定置漁業をいう。以下この別紙において同じ。）            山口県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業。ただし、小型するめいか釣り漁業（許可省令第77条第1</p>

新	旧
<p>項第2号に掲げる漁業をいう)を除く。  <b>(削除)</b></p> <p>(3) 漁獲可能期間 周年</p> <p>(4) 漁獲量の管理の手法等            当該知事管理区分における管理の手法は、<b>現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理</b>とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。            陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。</p> <p><b>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</b>            全量を山口県するめいか漁業に配分する。</p> <p><b>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</b>            大型定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>漁業の種類 漁獲努力量 (単位：隻・統)            大型定置漁業 9統</p> <p>(別紙1-6 まさば及びごまさば対馬暖流系群)            第1～第4【略】</p> <p><b>第5 その他資源管理に関する重要事項</b>            法31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。</p> <p>(別紙1-7～3-19)【略】</p>	<p>項第2号に掲げる漁業をいう)を除く。  <u>山口県知事の許可を受けて行うするめいかの試験研究調査のための採捕</u></p> <p>(3) 漁獲可能期間 周年</p> <p>(4) 漁獲量の管理の手法等            当該知事管理区分における管理の手法は、<u>漁獲量の総量の管理</u>とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。            陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。</p> <p><b>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</b>            全量を山口県するめいか漁業に配分する。</p> <p><b>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</b>            大型定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>漁業の種類 漁獲努力量 (単位：隻・統)            大型定置漁業 9統</p> <p>(別紙1-6 まさば及びごまさば対馬暖流系群)            第1～第4【略】</p> <p><b>第5 (追加)</b></p> <p>(別紙1-7～3-19)【略】</p>